平成２４年（フ）第２３１号
沖縄県豊見城市字高安884番地６　いずみマンション205号
債務者　座安　幸江
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７３号
愛知県刈谷市今川町井田69番地２　シティハイムシャルム102号、破産手続開始申立時の住所千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目23番地の４　サンハイツＳ・Ｋ－Ｉ101号
債務者　湊川かおり
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７６号
千葉県松戸市新松戸南１丁目316番地　スタービレッジ新松戸307号
債務者　野首　昭裕
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９１号
千葉県松戸市稔台７丁目58番地の16
債務者　熊井誠一郎
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０９号
千葉県柏市逆井769番地の７
債務者　大貫　正人
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１７号
千葉県松戸市六高台３丁目35番地　ベルファース松戸六高台101号
債務者　中村　菊代
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２７号
千葉県松戸市下矢切386番地の６
債務者　大塚めぐみ（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２９号
千葉県柏市大島田277番地２
債務者　佐々木貴子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３０号
千葉県松戸市馬橋86番地　サニーハイツⅡ202号
債務者　滝沢亜佑美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３３号
千葉県松戸市小金原１丁目26番地の６　宇佐見荘103号
債務者　山崎　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３８号
千葉県我孫子市天王台２丁目６番３－405号　ジャスティス二番館
債務者　稲葉志津男
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３５１号
千葉県松戸市新松戸３丁目269番地　光コーポＢ－003号
債務者　今北　君子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０７号
長野市川中島町今里300番地79　県住古森沢団地Ｂ－60
債務者　小林　功始
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
山口県美祢市東厚保町川東993番地
債務者　松田　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６１号
山口県宇部市松山町１丁目13番20号
債務者　成田　伴子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０号
岩手県釜石市野田町３丁目４番23号
債務者　山口千枝子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第２００号
仙台市太白区茂庭字町北31番地の２
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係